

北本市立学校適正規模等研究会議設置要綱

(平成30年4月26日)
教委告示第 8 号

(設置)

第1条 北本市立学校の適正な規模等について研究し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、北本市立学校適正規模等研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会議は、教育長が作成する北本市立学校の規模等の適正化に関する基本方針の案に対し、地域の実情に応じた観点及び専門的知見から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 研究会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 北本市立学校長
- (4) 市内に住所を有する児童又は生徒の保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の会議への出席等）

第7条 研究会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（謝礼）

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（庶務）

第9条 研究会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

北本市立学校適正規模等研究会議

構成員一覧

No	区分	構成員
1	1号委員	学識経験者
2		学識経験者
3	2号委員	北本市自治会連合会の代表者委員
4		北本市自治会連合会の代表者委員
5	3号委員	北本市小・中学校校長会の代表者委員（小学校長）
6		北本市小・中学校校長会の代表者委員（中学校長）
7	4号委員	北本市PTA連合会 児童保護者の代表者委員
8		北本市PTA連合会 生徒保護者の代表者委員
9	5号委員	公募委員
10		公募委員
11	6号委員	教育委員会が必要と認める者（教育センター職員）

任期：平成30年8月1日～平成31年3月31日